

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊生環第665号

令和7年9月16日

古物営業法等の解釈運用基準について（通達）

古物営業法（昭和24年法律第108号）等の解釈及び運用の基準については、「古物営業法等の解釈運用基準等について」（令和6年8月28日付け熊生環第468号。以下「旧通達」という。）等により実施してきたところ、この度、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第14号）が本年10月1日から施行されることに伴い、別添警察庁通達「古物営業法等の解釈運用基準について（通達）」（令和7年8月20日付け警察庁丙生企発第61号）のとおり、同基準が新たに定められたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「古物営業法等の解釈運用基準について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。